

大熊町交流ゾーン整備基本計画

平成30年3月

大熊町

大熊町交流ゾーン整備基本計画 目次

1. はじめに	・・・1
2. 交流ゾーン整備のコンセプト・基本方針	・・・3
3. 各施設整備の考え方	・・・5
3-1. 施設配置の考え方	・・・5
3-2. 交流ホール	・・・6
3-3. 商業施設	・・・8
3-4. 宿泊温浴施設	・・・10
3-5. 交流広場及び外構	・・・12
3-6. 交流ゾーン内の施設に求めるデザイン上の特徴	・・・13
4. 計画地及びその周辺の状況	・・・14
4-1. 大川原地区復興拠点の位置及び周辺状況	・・・14
4-2. 交流ゾーンの位置と復興拠点内の他施設について	・・・16
4-3. 計画地の敷地概要	・・・17
5. 整備の進め方	・・・19
5-1. 発注方法	・・・19
5-2. 整備スケジュール	・・・19
6. 事業費	・・・20

参考資料

施設等配置イメージ

1. はじめに

大熊町は、東日本大震災に起因した東京電力福島第一原子力発電所事故から7年がたった今も全町民が町外での避難生活を余儀なくされています。

一方、中長期的な町土の復興については、「大熊町復興まちづくりビジョン（平成26年3月）」において、町内の放射線量予測を行い、空間放射線量が相対的に低い大川原地区に復興拠点を整備し、町土復興の第一歩とする方針を示しました。また、「大熊町第二次復興計画（平成27年3月）」において、公営住宅やゲストハウス、商業施設、町民交流施設、高齢者福祉施設、町役場等の公益施設、事務所といった施設のほか、道路等の公共施設を整備し、安心して居住できる環境づくりを進め、「帰町を選択できる環境」の提供を実現していくこととしました。

現在では、大川原地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業が事業認可を経て、土地の造成や公共施設の整備等の基盤整備工事が開始されたほか、行政拠点となる町役場庁舎の設計を行い、今後工事が行われる予定です。

町民の生きがいや復興への気運を育む交流施設等の整備にあたっては、交流の拠点となる交流ホールのほか、生活・社会インフラである商業施設、一時的な滞在が可能な宿泊施設等が一体となった、多種多様な主体が行き交う場とすることが必要です。

本計画は、上位計画及び住民意向調査、ヒアリング調査結果を踏まえ、「原子力災害という逆境を乗り越えて、居住者、企業従事者、来訪者が元気に生活する日本一の健康ふるさとづくり」という大川原地区復興拠点のまちづくりの理念を実現する、交流ゾーンの整備について、基本的な考え方を示すものです。

大川原地区復興拠点のまちづくり理念

大熊町では、原子力災害と長い避難生活が町民の健康に影響しているという背景を踏まえ、町土復興の第一歩である大川原地区復興拠点を『震災と原子力災害という逆境を乗り越えて、居住者、企業従事者、来訪者が元気に生活する日本一の健康ふるさとづくり』というまちづくり理念のもと整備を進めています。

なお、ここでいう「健康」とは、WHO 憲章の「健康」定義※で着目されている4つの要素が満たされていることであり、大熊町ではこの4つの要素を以下のように捉えています。

大熊町が目指す4つの「健康」

良好な「衣・食・住」環境 …生体情報等で表現されるもの	身体的な健康	社会的な健康	人や社会とのつながり …親族、親戚、知人、友人といったコミュニティ
自分らしさを高めること …情報や知識を活用する能力 自律性、主体性、協調性、共振性 等	精神的な健康	生物学的な健康	自然との繋がり …生物としての根源的なもの 自然を感じる環境のこと

※ WHO 憲章原文 “Health is a dynamic state of complete physical, mental, spiritual and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.” (日本 WHO 協会訳『健康とは、病気ではないとか、弱っていないとかいうことではなく、肉体的にも、精神的にも、社会的にもすべてが満たされた状態であることをいいます。』)

2. 交流ゾーン整備のコンセプト・基本方針

交流ゾーンの整備にあたっては、全町民が避難生活により分散して生活をする中で、コミュニティ・社会的な繋がりが希薄となり、町民の「健康」に影響しているという現状を踏まえ、以下のコンセプトを設定する。

『様々な主体が自然に集い・繋がる場』

上記コンセプトを具現化するために、交流ゾーン内には下述する4つの性格を持つ『場』を設けることとし、これを基本方針とする。

① ふるさと大熊町ならではの情報に親しむ『発見の場』

- ・ 大熊町の自然・歴史・文化・イベントなどの情報を豊富に取りそろえ、利用者が幅広く利用できる環境を整えることにより、日常の生活を豊かにしてくれる場所とする。
- ・ 交流ゾーン外（生活軸・頭森公園・町道東67号・常磐道等）からの見え方に配慮した上で、通行者が気軽に立ち寄ることができる開放的で親しみやすい場所とし、大熊町を訪れるきっかけとなる場とする。

② 利用者の活動が空間を生み出す『参加の場』

- ・ 多世代の利用者が、その豊富な経験や知識を発揮できる場とし、主体的な活動を支援する体制を構築することで、まちに開かれた場を提供する。
- ・ 多種多様な利用者が、それぞれの活動に合った空間構成に変えることができる、柔軟性をもった場を提供する。
- ・ 利用者が手間をかけてそれぞれの楽しい場づくりを工夫し、大熊町とともに成長していく場とする。

③ 人が人を呼ぶ『共感の場』

- ・ 子供から高齢者まで多世代の利用者に寄り添った安全で安心な環境を提供するとともに、利用者が様々な活動に触れることができる機会や場所を提供する。
- ・ 利用者同士が気軽に集い、交流するスペースを設けるとともに、施設外部から利用者の活動が認識できる設えとし、アクティビティが創発する施設とする。
- ・ 施設内での活動が新たな活動へと波及していく工夫を検討する。

④ 大熊町の復興を願う『絆の場』

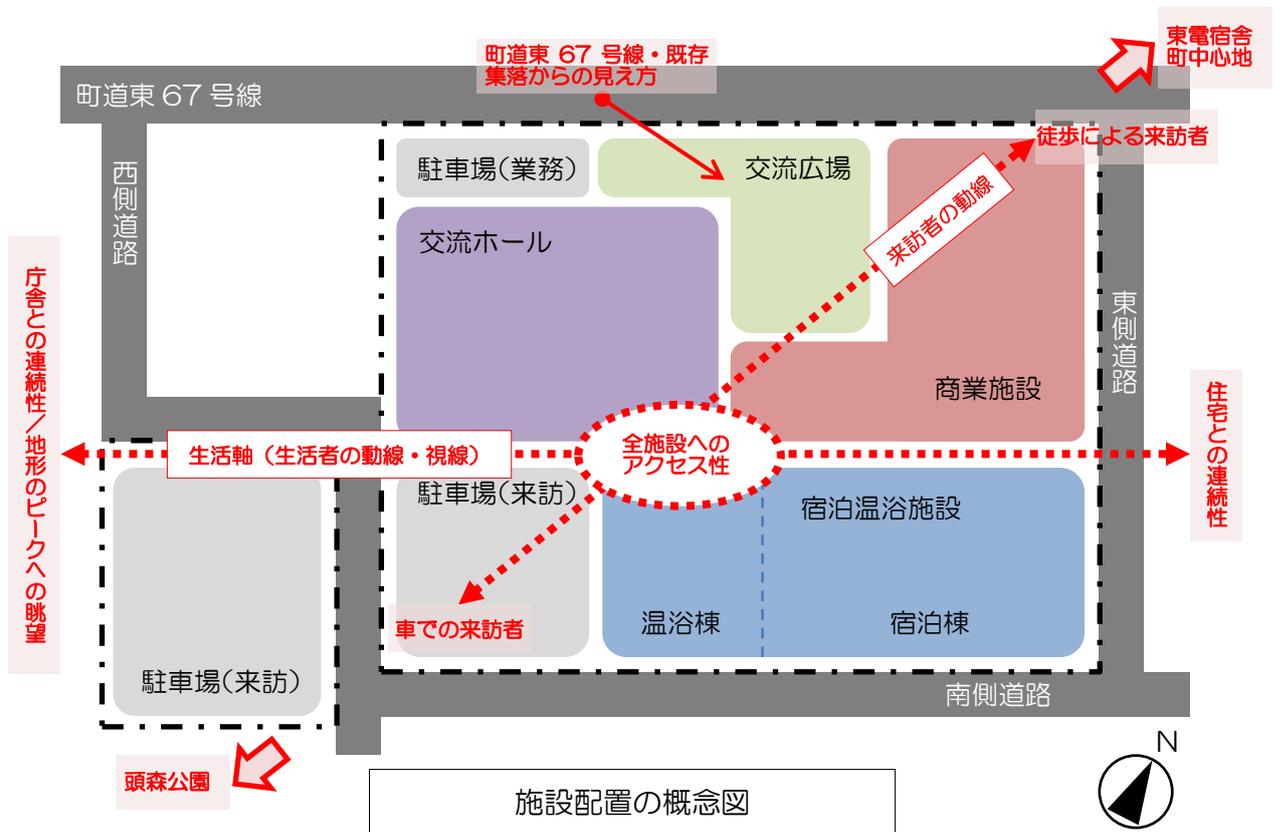
- ・ 大熊町の復興までの道のりや、震災及び原子力災害の記憶を風化させることなく後世に伝えていくために、資料の収集・保管・提供を推進させる。
- ・ 震災後、新たに整備される庁舎と公営住宅をつなぐ生活軸上に立地するとともに、かつてのまちの中心地を臨む重要な地であることから、長期にわたる町の復興を見守りながら、帰還された町民・新たに移り住む人々・復興拠点を訪れた避難中の町民同士の絆を深めていく場として整備する。

3. 各施設等整備の概要

3-1. 施設配置の考え方

交流ゾーンの施設は、下記の考え方で配置を行う。

- ・ 復興拠点全体の生活軸（生活者の動線・視線）に配慮し、施設を配置する。
- ・ 復興拠点外からの来訪者の動線・視線に配慮し、施設を配置する。
- ・ 全施設へのアクセス性を配慮した位置に、ゾーン全体を案内できる総合受付を配置する。
- ・ 既存集落や町道東 67 号線通行車両からの施設の見え方、その他常磐道や頭森公園等からの眺望に配慮し、施設を配置する。



3-2. 交流ホール

(1) 施設整備方針

- ・ 居住者や企業従事者、一時帰宅した町民等が主体的かつ積極的に町民活動に参加してもらえる空間づくりを心掛けるとともに、来訪者を誘引できる空間構成とすることで、施設利用者同士が接点を持ち、協働して活動を行うことができる施設とする。
- ・ 町民活動が行われる諸室には、施設内外を連続して利用できる空間を設け、物理的・社会的に開放的な空間構成とするとともに、近隣通行者が気軽に立ち寄ることができる親しみやすい施設とする。
- ・ 多種多様な利用者に対応するために、利用者の活動に合わせた柔軟な使い方ができる施設とする。

(2) 施設に確保する機能・諸室

①多目的ホール：ステージはフラットとし、椅子 400 脚程度を置ける広さを想定する。

イベント時に限らず常時開放された施設とし、飲食が可能な自由度の高い使い方ができる施設とする。

【使用想定】 敬老会、総会、講演、屋内コンサート、定期検診 等

【必要設備】 音響・照明・映写設備（イベント時以外の使用も想定する。）

②総合受付兼事務室：カウンター窓口を設けた受付とし、受付内部には職員 10 名程度が常勤し、打ち合わせができる広さを確保する。

③図書スペース：図書の貸し出しは行わない、ラウンジ的な使い方を想定する。雑誌の棚と通常の本棚の 2 種類の棚を想定する。

④運動スタジオ：床運動体操を基本とした鏡付きスペースとトレーニングを基本とした運動機器スペース（モニター付）を整備する。

⑤更衣室：運動スタジオに付属して、男女更衣室を整備する。

⑥会議室：畳を敷いて 30 人くらいが座れる広さを想定し、分割して利用できるような設えとする。

【使用想定】 打ち合わせ、相談室、多目的ホールの控え室、工作室、料理教室の試食場（畳を敷いた時）

⑦クッキングスタジオ：IH 対応の調理台 5 台（1 台は講師用）を設置できる広さを想定する。なお、調理台には、ガス栓を併せて設ける。

⑧保健室：総合受付の職員で対応する医務室とし、休憩ができるようにベッド 1 つとイスが置ける広さを確保する。

⑨リハーサル室：各種音楽イベント開催時のリハーサル等での使用を想定する。

また、必要に応じて会議室としても活用が可能な設えとする。

- ⑩ トイレ：ユニバーサルデザインに配慮して、男女別トイレとだれでもトイレを整備する。
- ⑪ 授乳室：子育て世代が安心して利用できるように整備する。
- ⑫ 倉庫：健診時のパーテーション 20 枚、会議室に使用する敷畳、交流ホールの椅子（400 脚）、その他イベント時に使用するものが収まる広さを想定する。
- ⑬ キッズスペース：子育て世代が安心して利用できるように、ロビー等の開放的なスペースに付随してキッズスペースを設ける。
- ⑭ 屋外：交流ホール外周には、屋根付きデッキを整備する。また、定期健診車両 5 台が入れるスペースを設けるとともに、定期健診車両 1 台が建物まわりに寄りつけるような設えとする。

（３）施設の想定規模

室等の名称	面積	室等の名称	面積
①多目的ホール	約 600 m ²	⑧保健室	約 10 m ²
②総合受付	約 70 m ²	⑨リハーサル室	約 40 m ²
③図書スペース	約 50 m ²	⑩トイレ	約 50 m ²
④運動スタジオ	約 100 m ²	⑪授乳室	約 10 m ²
⑤更衣室	約 25 m ²	⑫倉庫	約 120 m ²
⑥会議室	約 80 m ²	ロビー・廊下等	約 230 m ²
⑦クッキングスタジオ	約 65 m ²		
合計			約 1,450 m ²

※ 面積はおおよその値であり、必要な寸法を確保した上で、設計精査の結果により増減が生じる可能性がある。

（４）施設の構造・階数

施設の構造は、鉄骨（S）造平屋建てを基本とする。

（５）施設の設備

関係法令に基づき必要となる設備を備える他、各種インフラ設備（電気、ガス、水道、排水、通信、テレビ）、空調設備（エアコン等）、防犯設備（防犯センサー、防犯カメラ等）の設置を行う。

3-3. 商業施設

(1) 施設整備方針

- ・ 居住者や企業従事者、一時帰宅した町民等が、町内で安心して暮らすための生活インフラとするとともに、町の賑わいを生む中心施設として、町内外の人が大熊町を訪れるきっかけとなる商業施設とする。
- ・ 施設内での活動は、消費者と店主、あるいは消費者同士の井戸端会議が可能な空間づくりを心掛け、消費活動に加えた付加活動ができる商業施設とする。
- ・ 整備する店舗は、可能な限り裏側（カベ）を作らないような設えとし、店舗外部から店舗内の様子が認識できる設えとすることで、消費者が店舗間を回遊しながら消費活動を行う施設とする。
- ・ 様々な出店者に対応するために、それぞれの店舗形態に合わせた柔軟な使い方ができる商業施設とする。

(2) 施設に確保する機能、諸室

- ①スーパー：物品の購買のほか、魚・肉・惣菜等の加工も行うスーパーを想定し、バックヤードを全体の 50～55%程度設けることとする。
なお、搬入には2トントラックの使用を想定する。
また、スーパー内には、24 時間使用できる共用トイレを計画する。
金融機関ATMの設置を検討する。
- ②店舗（飲食店）：厨房は全体の 1/4、バックヤードは2坪程度を想定し、客席はカウンターとテーブルを置く想定とする。また、搬入口を兼ねた勝手口を設置する。
- ③店舗（理容室）：シャンプー一体型の席を最大3席整備する。また、バックヤードは2坪程度とし、搬入口を兼ねた勝手口を設置する。
- ④店舗（小売店）：バックヤードを2坪程度確保し、搬入口を兼ねた勝手口を設置する。
- ⑤店舗（コインランドリー）：搬入口を兼ねた勝手口を設置する。
- ⑥トイレ：4店舗に一つ、トイレを設置する。
- ⑦郵便局：郵便局の標準プランを、整備することとする。
- ⑧設備室：有線設備、Wi-Fi 設備、消火設備等を置く設備室を整備する。

(3) 施設の想定規模

室等の名称	面積	室等の名称	面積
①スーパー	約 330 m ²	⑤店舗 (コインランドリー)	約 65 m ²
②店舗 (飲食) × 4 店舗	約 260 m ²	⑥共用トイレ × 3 箇所	約 35 m ²
③店舗 (理容)	約 65 m ²	⑦郵便局	約 120 m ²
④店舗 (小売り) × 2 店舗	約 130 m ²	⑧設備室	約 15 m ²
合計			約 1,020 m ²

※ 面積はおおよその値であり、必要な寸法を確保した上で、設計精査の結果により増減が生じる可能性がある。

(4) 施設の構造・階数

施設の構造は、鉄骨 (S) 造平屋建てを基本とする。

(5) 施設の設備

関係法令に基づき必要となる設備を備える他、各種インフラ設備 (電気、ガス、水道、排水、通信、テレビ)、空調設備 (エアコン等)、防犯設備 (防犯センサー、防犯カメラ等) の設置を行う。

3-4. 宿泊温浴施設整備

(1) 施設整備方針

- ・ 復興拠点を訪れた避難中の町民が懐かしさを覚えるような、居心地の良い宿泊温浴施設とする。
- ・ 離れタイプを基本として家族ぐるみといった大人数の宿泊にも対応できるような宿泊施設とし、宿泊者同士、あるいは宿泊者と居住者が気軽に集い、交流できるスペースを設けた施設とする。
- ・ 宿泊客のプライバシーに配慮できる設えとする。
- ・ 宿泊施設の付随施設として、宿泊客の健康に配慮した温浴施設を整備する。
- ・ 温浴施設は、一般客への開放を視野に、風呂場や小上がりに特徴を持たせるなど、来訪者にとって魅力的な温浴施設を整備する。
- ・ 交流ゾーン内の他施設と連携したソフト事業の展開も想定し、交流ゾーン全体として、居住者・企業従事者・来訪者が長居したくなるような宿泊温浴施設とする。

(2) 施設に確保する機能、諸室

宿泊温浴施設には以下の諸室を確保し、避難中の町民及び町外からの来訪者の宿泊の用に供するものとする。

A. 宿泊棟

16 客室を設けた宿泊施設とし、客室 1 つには下記を整備することとする。

- ①居室：ベッド 2 つを常設とし、3 人宿泊する際には簡易ベッドが置ける広さを確保する。また、簡単な食事がとれるように居室内に机とイスを設置する。
- ②トイレ：各客室にトイレを設置する。
- ③シャワーブース：宿泊客は、基本的に共同浴場を使用することとするが、急ぎの場合を想定し、各客室にシャワーブースを設ける。
- ④洗面ユニット：各客室に洗面ユニットを設置する。

また、2 客室をデッキ等で結び、家族ぐるみといった大人数の宿泊にも対応できる宿泊施設とする。デッキ上に下記を整備する。

- ⑤屋外ウッドデッキ等：家族ぐるみといった大人数の宿泊の際に、リビングとして使えるように整備する。
- ⑥その他：宿泊客の荷物運びを考慮して、施設近くには一時駐車できるスペースを確保する。
また、ペット可の客室も検討する。

B. 温浴棟

- ①受付（宿泊棟受付を兼ねる）
- ②脱衣室、浴室（10～20名程度）、洗い場（8～10個）、サウナ
- ③小上がり

（3）施設の想定規模

A. 宿泊棟

室等の名称	面積
①居室	約 35 m ²
②トイレ	
③シャワーブース	
④洗面ユニット	
⑤屋外ウッドデッキ等	
合計（×16室）	約 560 m ²

B. 温浴棟

室等の名称	面積
①受付（宿泊棟受付を兼ねる）	約 500 m ²
②脱衣室、浴室、洗い場、サウナ	
③小上がり	
（中庭）	（80 m ² ）
合計	約 500 m ²

※ 面積はおおよその値であり、必要な寸法を確保した上で、設計精査の結果により増減が生じる可能性がある。

（4）施設の構造・階数

施設の構造は、鉄骨（S）造平屋建てを基本とする。

（5）施設の設備

関係法令に基づき必要となる設備を備える他、各種インフラ設備（電気、ガス、水道、排水、通信、テレビ）、空調設備（エアコン等）、防犯設備（防犯センサー、防犯カメラ等）の設置を行う。

3-5. 交流広場及び外構整備

(1) 整備方針

- ・ 交流広場は、居住者・企業従事者・来訪者が集い、交流する各種イベントの場とする。
- ・ 交流広場は、大熊町のイベント会場の中心となる場として、広場単体での利用に考慮した平場を設けるとともに、交流ホールで行われるイベントとの連携、及び、商業施設での消費活動との連携に配慮して整備を行う。
- ・ 物理的・社会的に開放的な空間構成とするとともに、近隣通行者が気軽に立ち寄ることができる広場とする。
- ・ 利用者の活動に合わせた柔軟な使い方ができる広場とする。

(2) 交流広場及び外構の整備概要

①交流広場：1,300 m²程度

- ・ 広場の一部は、車両の乗り入れが可能であるとともに、各種イベントに対応可能な設え（電源等）とする。
- ・ 想定されるイベントは下記のとおり。
 - －ふるさとまつり
 - －夏祭り（盆踊り等）
 - －屋外パーティ
 - －屋外ライブ

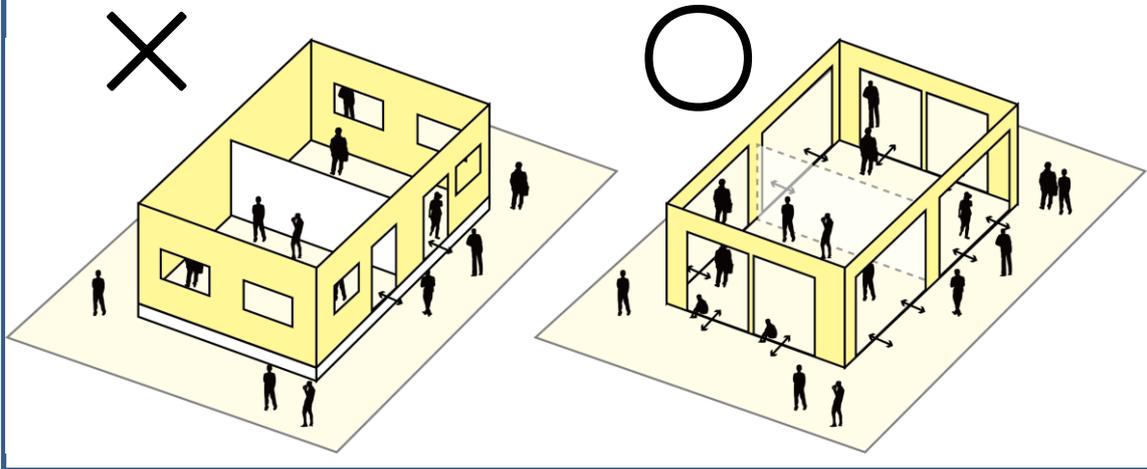
②外構

- ・ 交流ゾーンとしての一体性に配慮したデザインとする。

3-6. 交流ゾーン内の施設に求めるデザインの特徴

- ・ 多種多様の活動に合わせてフレキシブルに使うことができること
- ・ 施設内部の活動を建物外部から視認しやすいこと
- ・ 建物の内と外が連続し、一体的に活用ができること
- ・ 可能な限り建物の裏を無くし、人が回遊しやすくなること
- ・ 子供から高齢者までが使用しやすい、ユニバーサルデザイン
- ・ 自然素材等を取り入れ、温かみがあること
- ・ 周辺の視点場からの見え方を考慮すること

■求めるデザインとそうでないものの比較例



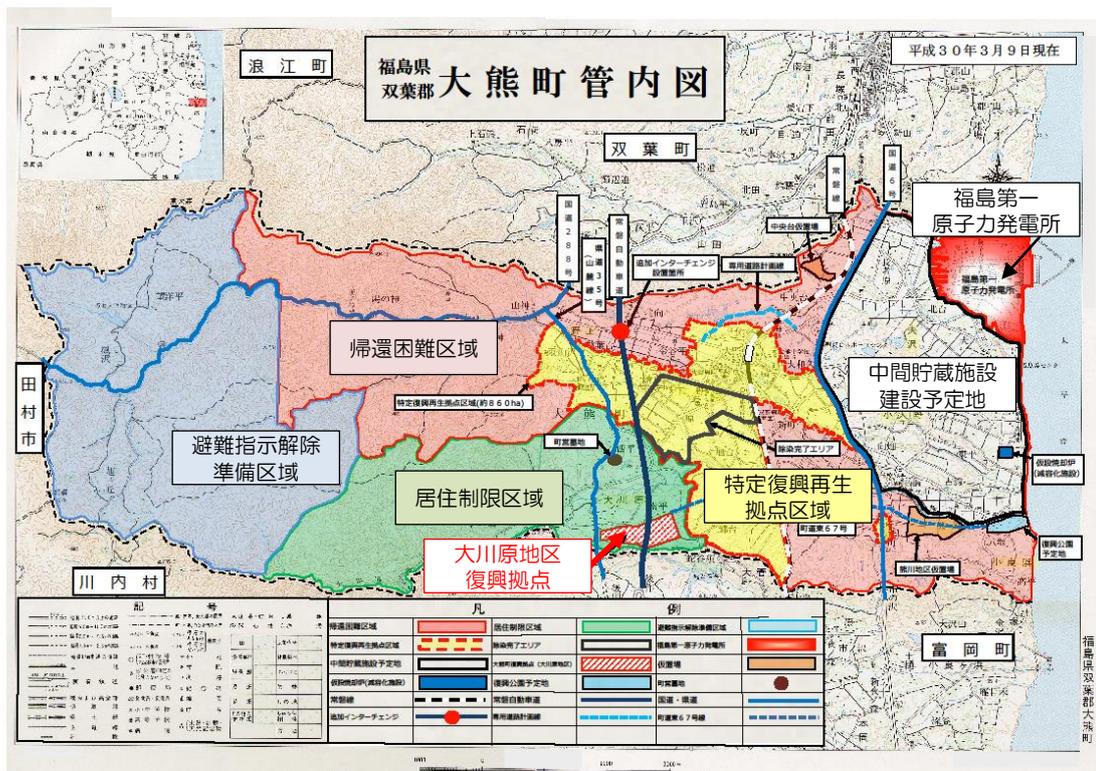
■計画地周辺の主な視点場



4. 計画地及びその周辺の状況

4-1. 大川原地区復興拠点の位置及び周辺状況

大川原地区復興拠点は、JR常磐線大野駅から南西 3.7km の距離にあり、町の南部に位置する。震災後の平成 27 年 4 月に開通した常磐道の常磐富岡 IC から車で 4 分ほどと、交通の利便性が高く、また、地区西側の県道いわき・浪江線により町中心地へ、地区北側の町道東 67 号線により福島第一原子力発電所や中間貯蔵施設建設予定地へつながらる場所にある。



のどかな田園風景が広がっていた大川原地区復興拠点の周辺では、震災後、福島給食センター、東京電力株式会社の職員宿舎などの建物の建設が行われている。

一方で、大川原地区の昔ながらの風景も残されており、大川原地区復興拠点から北西側には既存集落を抱え、西側の地形のピークから南側にかけては、頭森公園を含むなだらかな稜線に包み込まれる位置に立地する自然豊かな土地である。



(航空写真 (出典：国土地理院) を基に作成)

4-2. 交流ゾーンの位置と復興拠点内の他施設について

交流ゾーンは、大川原地区復興拠点の中央よりやや西側に整備することとする。

交流ゾーンの周囲では、西側に町役場庁舎、東側に公営住宅及び再生賃貸住宅、南東側に医療福祉施設の整備が計画されている。

さらに、個々の施設等を整備するにとどまらず、町民の健康的な暮らしや、施設のにぎわい形成のため、大川原地区復興拠点内の回遊性を創出することが重要である。



(大川原地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設 土地利用計画図を基に作成)

4-3. 計画地の敷地概要

- 計画地の周囲は、一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業において整備を行う、下記の道路に接道する。

<東ブロック> 北 12m道路 (歩道 2.5m + 車道 7m + 歩道 2.5m)

西 6m道路

南 6m道路

東 8m道路

<西ブロック> 北 6m道路

東 6m道路

- 所在地：福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平

- 敷地面積：15,320 m²

<東ブロック>約 13,010 m²

<西ブロック>約 2,310 m²

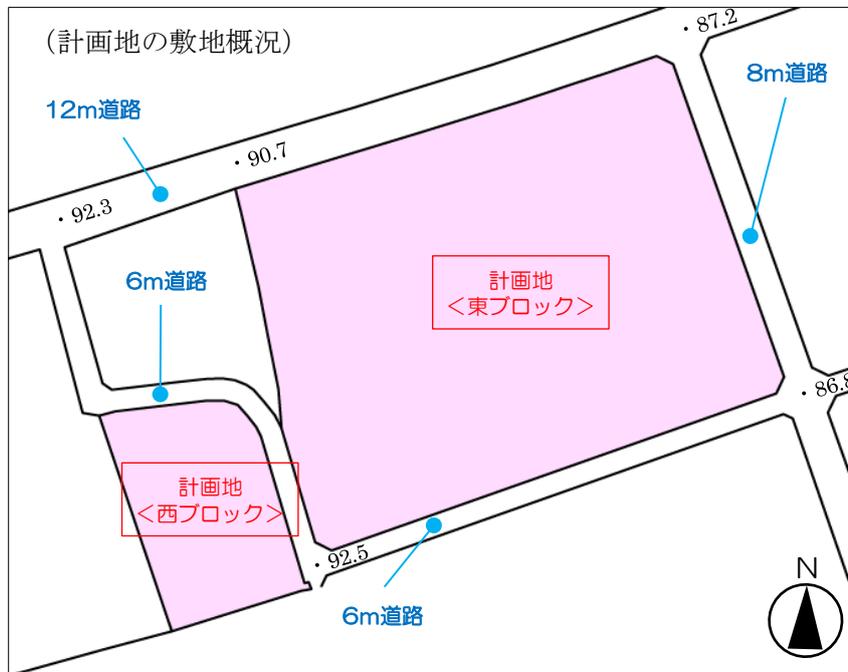
- 都市計画、区域区分：区域区分が定められていない都市計画区域

- 用途地域：指定なし

- 防火地域：指定なし (建築基準法 22 条区域外)

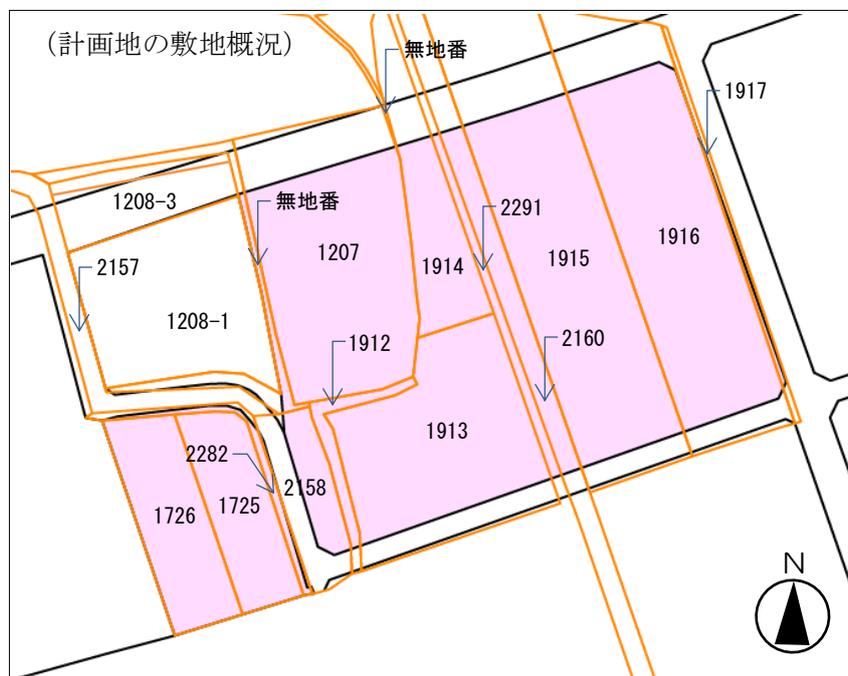
- 指定建ぺい率：60%

- 指定容積率：200%



■ 計画地を構成する土地

計画地を構成する土地は下記のとおり。



計画地を構成する土地<東ブロック>

(単位：m²)

地番	地目	地積	地番	地目	地積
1207	田	3,061	2157	公衆用道路	1,567
1208-3	田	702	2158	公衆用道路	717
1912	雑種地	237	2160	公衆用道路	1,760
1913	田	2,278	2291	用悪水路	596
1914	田	1,360	無地番地		
1915	田	4,096	道(無地番地)		
1916	田	3,684	水(無地番地)		
1917	雑種地	154			

計画地を構成する土地<西ブロック>

(単位：m²)

地番	地目	地積	地番	地目	地積
1725	畑	970	2158	公衆用道路	717
1726	畑	1,176	2282	用悪水路	219

※字は大字大川原字南平

※筆の一部のみが敷地となる土地を含む。

※農地については転用許可不要。

5. 整備の進め方

5-1. 発注方式

(1) 基本設計

交流ゾーン全体の一体感の確保、調和を図る観点から、交流ゾーン内の各施設及び外構を包括的に対象とする基本設計業務を発注し、ゾーン内の配置設計、各施設建築設計、外構設計を進める。

(2) 商業施設の実施設設計・施工

商業施設は、出店者の建物内装設計の意向を確認しながら、段階的に事業を進めていく必要があるため、一般的な実施設設計・施工分離発注方式により事業者を選定する。

(3) 交流ホール及び宿泊温浴施設の実施設設計・施工

交流ホール及び宿泊温浴施設の実施設設計・施工について、発注業務を軽減し発注手続きに要する期間の短縮を図り、かつ、民間事業者のノウハウや技術の活用により良質な施設とするため、実施設設計・施工一括発注方式により事業者を選定する。

5-2. 事業スケジュール

事業名		項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
交流ホール整備		基本設計			⇔	
		実施設設計				⇔
		工事				⇔
商業施設整備		基本設計			⇔	
		実施設設計			⇔	
		工事			⇔	
宿泊温浴施設整備		基本設計			⇔	
		実施設設計			⇔	
		工事				⇔
関連事業	一団地の復興再生拠点	設計	⇔	⇔		
	市街地形成施設事業	工事		⇔	⇔	⇔

6. 事業費

・交流ゾーン全体での事業費は、約 2,590,000 千円を予定している。

・施設ごとの事業費は以下のとおり。

(1) 交流ホール・広場

約 1,250,000 千円

(2) 商業施設

約 560,000 千円

(3) 宿泊温浴施設

約 780,000 千円

